

○住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日 国住市第 352 号 国土交通省住宅局長通知）

平成 29 年度当初予算成立以降	現行制度
<p style="text-align: right;">最終改正 <u>平成 29 年 3 月 31 日</u> 国住市第 <u>126 号</u></p> <p><b>第 1</b> (略)</p> <p><b>第 2 定義</b> この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p>十六 公営住宅整備事業等 次に掲げる事業をいう。</p> <p>イ 公営住宅整備事業等補助要領（平成 8 年建設省住備発第 83 号）第 2 第<u>一</u>号に定める公営住宅整備事業及び同第<u>四</u>号に定める準公営住宅整備事業</p> <p>ロ 地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 <u>162</u> 号）第 <u>2 条 第三号</u>に定める地域優良賃貸住宅整備事業</p> <p>ハ 公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱（平成 12 年建設省住備発第 34 号）第 3 第<u>五</u>号に定める公営住宅等ストック総合改善事業</p> <p>ニ 公営住宅等駐車場整備事業費補助金交付要綱（平成 3 年建設省住建発第 103 号）に定める公営住宅等駐車場整備事業</p> <p>ホ 公営住宅等関連事業推進事業補助要領（平成 6 年建設省住備発第 56 号）第 2 各号に定める補助金の交付の対象となる事業</p> <p>十七～二十三 (略)</p> <p><b>第 3～第 19</b> (略)</p> <p>附則 (中略)</p> <p><b>附則</b> <b>第 1 施行期日</b> <u>この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>別表 (略)</p>	<p style="text-align: right;">最終改正 <u>平成 28 年 3 月 29 日</u> 国住市第 <u>128 号</u></p> <p><b>第 1</b> (略)</p> <p><b>第 2 定義</b> この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十五 (略)</p> <p>十六 公営住宅整備事業等 次に掲げる事業をいう。</p> <p>イ 公営住宅整備事業等補助要領（平成 8 年建設省住備発第 83 号）第 2 第 <u>1</u> 号に定める公営住宅整備事業及び同第 <u>4</u> 号に定める準公営住宅整備事業</p> <p>ロ 地域優良賃貸住宅整備事業補助要領（平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 <u>161</u> 号）第 <u>2 第四号</u>に定める地域優良賃貸住宅整備事業</p> <p>ハ 公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱（平成 12 年建設省住備発第 34 号）第 3 第 <u>1</u> 号に定める公営住宅等ストック総合改善事業</p> <p>ニ 公営住宅等駐車場整備事業費補助金交付要綱（平成 3 年建設省住建発第 103 号）に定める公営住宅等駐車場整備事業</p> <p>ホ 公営住宅等関連事業推進事業補助要領（平成 6 年建設省住備発第 56 号）第 2 各号に定める補助金の交付の対象となる事業</p> <p>十七～二十三 (略)</p> <p><b>第 3～第 19</b> (略)</p> <p>附則 (中略)</p> <p>別表 (略)</p>